

香川県立保健医療大学合否判定会議規程

平成30年9月5日

(設置)

第1条 香川県立保健医療大学が実施する各入学試験に係る合否判定を適正に行うため、合否判定会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 合否判定案の作成に関する事。
- (2) その他合否判定に必要な資料の作成に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。
- 4 学部に係る入試の場合の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 副学長 (2) 学生部長 (3) 図書館長 (4) 両学科長 (5) 入試委員長
- 5 大学院に係る入試の場合の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 副学長 (2) 研究科長 (3) 両専攻長 (4) 入試委員長
 - (6) 専攻ごとに専任教員の中から学長が任命した2人

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、原則として委員全員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 合否判定案については、毎年度作成する各入学試験実施要領に基づき作成し、会議の議事は出席した委員全員で決するものとする。
- 4 会議は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(附議)

第5条 合否判定案については、学部に係る入試にあつては教授会に、大学院に係る入試にあつては研究科委員会に、それぞれ附議し、承認を得なければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教授会及び研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。